

50歳以上の軽度・中等度難聴者に 補聴器購入費を助成します ～抽選申込が必要です～

鈴鹿市では、補聴器の早期装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的として、補聴器購入費の一部助成を開始します。

令和7年度は、助成金の交付申請に先立ち「抽選申込み」が必要です。助成対象者の上限数（50人）を超える申込みがあった場合は抽選を行い、当選者のみ交付申請を行っていただけます。

なお、交付決定通知書が届く前に購入された補聴器は、助成対象外となります。



○抽選申込期間 令和7年9月1日（月）～9月30日（火）必着

○抽選申込方法

- （1）抽選申込フォーム
 - （2）抽選申込書を郵送
（〒513-8701 鈴鹿市役所 長寿社会課）
 - （3）抽選申込書を窓口で提出
（鈴鹿市役所本館 1階 17番窓口）
- ※ 電話での申込みはできません。
- ※ 抽選申込書は、市ウェブサイトから、または、鈴鹿市役所本館 1階 17番窓口で取得できます。

○令和7年度 助成対象者

以下のすべてを満たす方

- ・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象と
ならない方
- ・申請時に鈴鹿市内に住所がある50歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ25デシベル以上の方
- ・医師により補聴器の装用が必要と判断された方
- ・令和8年1月30日（金）までに助成金の交付
申請を予定している方

○助成額 補聴器購入費用の半額
（上限22,000円）

○令和7年度 助成対象者 上限数
50人

○助成対象機器

管理医療機器の指定を受けた補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールドを含む。）

※ 修理等の費用、付属品（電池、充電器、イヤモールド）の単体での購入、集音器の購入は助成対象外。

※ 詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

【市ウェブサイト】



【抽選申込フォーム】



手続きの流れについては裏面をご覧ください



手続きの流れ



【抽選申込み～抽選結果まで（①～③）】

① 抽選申込み（申込期間：令和7年9月1日（月）～9月30日（火）必着）

申込方法：1.抽選申込フォーム 2.抽選申込書を郵送 3.抽選申込書を窓口で提出
※市ウェブサイトから抽選申込書を取得できます。また、抽選申込フォームにもつながります。

② 抽選会（令和7年10月6日（月）10:00～）

抽選会場：鈴鹿市役所 本館 10 階 1004 会議室・入札室（参加は任意）
※抽選会は、抽選申込みが50人を超えた場合のみ実施します。

③ 市から抽選結果通知が届く（10月上旬）

全申込者へ抽選結果を通知。当選者には、申請書、医師の意見書の様式を郵送。

【抽選後（当選者のみ）（④～⑩）】

④ 医療機関を受診

医師の意見書を持参し、医療機関を受診します。
補聴器が必要と認められた場合は、医師の意見書を作成してもらいます。
※身体障害者福祉法第15条第1項の規定により、
都道府県知事が指定する医師（聴覚障害）に限ります。
※意見書の作成費用は自己負担になります。

⑤ 補聴器の見積書（宛名は助成対象者）を作成 ※補聴器はまだ購入しないでください。

医師の意見書を持参し、認定補聴器専門店で見積書（宛名は助成対象者）を作成。
※（公財）テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店のみに限ります。
※ 市外の認定補聴器専門店での購入も対象になります。

⑥ 市へ申請書類を提出（令和8年1月30日（金）必着）

以下の3点を鈴鹿市役所 本館 1 階 17 番窓口へ提出。
1.申請書 2.医師の意見書 3.補聴器の見積書（宛名は助成対象者）

⑦ 市から通知が届く

交付決定通知書と請求書が郵送で届きます。

⑧ 補聴器の購入 ※領収書（宛名は助成対象者）を必ず受け取ってください。

交付決定後に、見積書を作成した認定補聴器専門店で購入。

⑨ 市へ請求書類を提出（令和8年3月31日（火）必着）

以下の2点を鈴鹿市役所 本館 1 階 17 番窓口へ提出。
1.請求書 2.領収書の写し（宛名は助成対象者）

⑩ 助成金の交付

審査後、市から助成金が金融機関の口座に振り込まれます。